

鶴岡市農業委員会第36回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和2年11月12日(木) 午後1時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	1番 五十嵐 覚 2番 坂東 陽水 3番 太田 裕徳 4番 土岐 善久 5番 重松 美鈴 6番 今野 喜好 7番 石塚 治己 8番 木村 充 10番 鈴木 裕
出 席 推進委員	1番 小南 美弥子 2番 佐藤 康弘 3番 原田 政幸 4番 小林 真 5番 阿部 隆 6番 榎本 新悦 7番 吉住 喜之 8番 長谷川 浩之 9番 菊地 勝三 10番 阿部 元成 11番 佐藤 克久 13番 荻原 優太 14番 五十嵐一浩 15番 佐藤 宣夫 16番 榎本 梅藏
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	9番 大池 典子 農業委員 12番 本間 誠 推進委員
事 務 局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 野口 みゆき 主査 黒井 布美 主査 渡部 宏一 専門員 伊藤 豊 専門員 石塚 亮 鶴岡分室調整専門員 佐藤 伸 温海分室主査 五十嵐 明美
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午後1:30
議 長	本日の欠席届は9番 大池 典子 農業委員、12番 本間 誠 推進委員より提出されております。遅参、早退はありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第36回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、議長の方から指名いたします。7番 石塚 治己 委員、1番 五十嵐 覚 委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入らせていただきます。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約について 報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について 報告第5号 許可を要しない農地の転用について 報告第6号 農地法第4条の規定による届出申請について 報告第7号 農地法第5条の規定による届出申請について</p> <p>を一括上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について》
	(説 明) 《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について》
	(説 明) 《報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について》
	(説 明) 《報告第4号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明) 《報告第5号 許可を要しない農地の転用について》
	(説 明) 《報告第6号 農地法第4条の規定による届出申請について》
	(説 明) 《報告第7号 農地法第5条の規定による届出申請について》
議 長	報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	<p>ないようですので、報告事項ですので次に進ませていただきます。 これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	3条案件ですので各担当委員より現地調査及び現地確認の報告をお願いします。 2番坂東陽水委員。
2 番 委 員	2番坂東です。鶴20を先日確認してきました。問題なしと判断しました。以上です。
議 長	13番荻原優太推進委員。
1 3 番 推 進 委 員	13番推進委員荻原です。鶴21大山の北田ですが、隣り合っている田ですし1枚として一緒に耕作されていました。問題ありませんでした。
議 長	3番太田裕徳委員。
3 番 委 員	3番太田です。鶴22■■さんは親子でありまして農地の方も適切に管理されており問題ありません。以上です。
議 長	1番五十嵐覚委員。
1 番 委 員	1番五十嵐です。温6は親子でして問題はありません。以上です。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について》
議 長	担当委員より現地調査及び現地確認の報告をお願いします。 2番坂東陽水委員。
2 番 委 員	2番坂東です。鶴12西京田の畑と鶴14谷定の畑を確認してまいりました。問題なしでした。以上です。
議 長	13番荻原優太推進委員。
1 3 番 推 進 委 員	13番推進委員荻原です。11月5日坂東委員と問題ないことを確認してきました。以上です。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。 6番今野喜好委員。
6 番 委 員	6番今野です。鶴13ですが息子の案件ですので退室させていただきます。
議 長	退室を許可します。
	(6番委員 退室)
議 長	それでは鶴13について審議を行います。鶴13に関して質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。鶴13に関して賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、鶴13は原案通り決しました。 入室を許可します。
	(6番委員 入室)
議 長	それでは残りの鶴12、鶴14に関して質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)

議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 鶴 12 と鶴 14 について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、鶴 12、鶴 14 も原案通り決しました。 続きまして、議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について》
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案 3 号 農用地利用集積計画 (案) の決定については原案通り決しました。 以上を持ちまして本日の審議を全て終了いたします。次に農業者年金の裁定請求について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局	(説 明) 《農業者年金の裁定請求について》
議 長	報告事項であります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようでしたら、これを持ちまして第 3 6 回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午後 1 : 5 0
	<p>議 長 _____ 鈴 木 裕</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 五 十 嵐 覚</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 石 塚 治 己</p>